

(仮称)札幌市景観計画

<骨子案>

はじめに

第1章 目的と位置付け

- 1-1 計画策定の目的
- 1-2 位置付け
- 1-3 計画の前提
- 1-4 計画の構成

第2章 札幌の景観特性と景観施策の現状・課題

- 2-1 札幌の景観特性
- 2-2 景観施策の現状・課題

第3章 理念・目標・基本姿勢

- 3-1 理念
- 3-2 目標
- 3-3 基本姿勢

第4章 良好な景観の形成に関する方針

- 4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針
- 4-2 特定の地域特性を踏まえた景観形成の方針

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

- 5-1 届出制度による景観誘導
- 5-2 景観資源の保全・活用
- 5-3 地域ごとの景観まちづくり
- 5-4 普及啓発

第6章 計画の推進にあたって

- 6-1 計画の推進体制
- 6-2 計画の進行管理

旧計画策定までの経緯

- ・昭和56年（1981年）に都市景観委員会を設置し、都市景観要綱（昭和63年（1988年））を定めて以降、平成10年（1998年）に都市景観条例（旧）を策定するなど自主的な景観行政を推進
- ・平成16年（2004年）の景観法制定を受け、平成20年（2008年）に都市景観条例の全部改正、景観計画の策定を行い、法に基づく施策を展開

計画見直しの背景等

社会経済情勢の変化

- ・人口は平成27年（2015年）前後をピークに減少傾向に転じる予測。少子高齢化が急速に進行
- ・都市の拡大成長期から成熟期へ
- ・北海道新幹線札幌延伸（平成42年度（2030年度））、冬季スポーツ大会の開催

上位計画の策定、関連計画の見直し

- ・札幌市まちづくり戦略ビジョン策定（平成25年（2013年））
- ・札幌市都市計画マスタープラン見直し、（仮）札幌市立地適正化計画の策定（平成27年度（2015年度）予定）
- ・その他の計画策定状況・・・札幌市都市再開発方針、札幌市都心まちづくり計画の見直し等



新たな上位計画等を踏まえた景観施策の推進のため、
旧基本計画等の見直しを行うこととした。

第1章 目的と位置付け

1-1 計画策定の目的

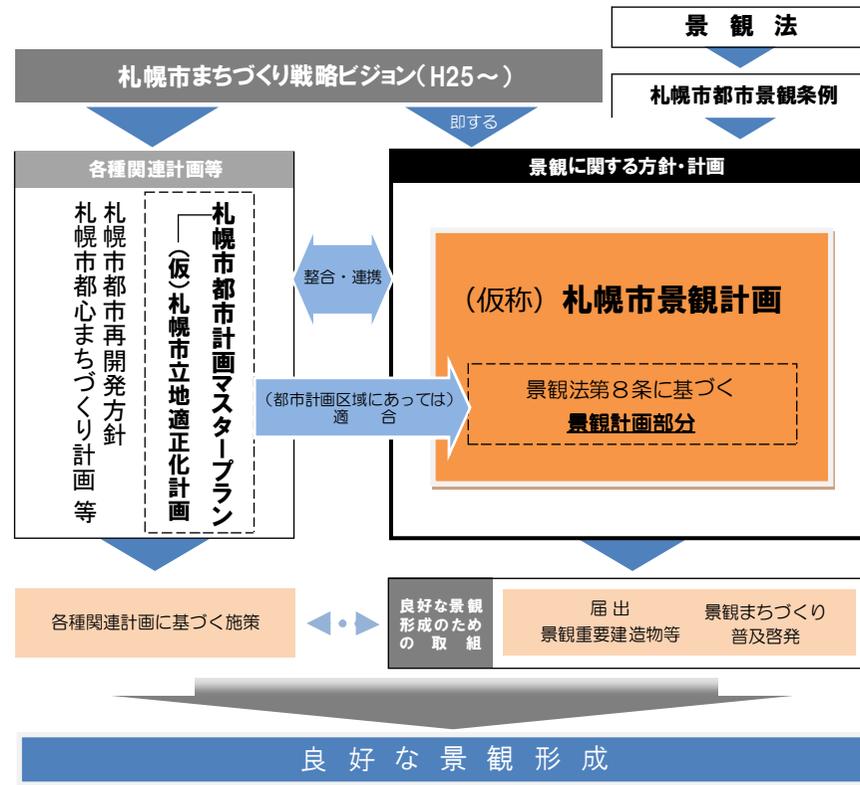
- ・良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するための理念・目標・基本姿勢及び施策の推進方策を明らかにすることにより、市民・事業者・行政等が相互に連携し、持続的に取り組みを推進することを目的とする。

本計画における景観のとらえ方

- ・景観を構成する要素を幅広くとらえる。（「自然」と「都市」に加え、「人」の活動も重要な要素ととらえる など）
- ・対象物との距離や季節等様々な条件の違いにより、景観の見え方が異なることを踏まえる。（近景－中景－遠景、夏・冬、朝・夜の違い など）

1-2 位置付け

- ・旧景観基本計画と旧景観計画を統合し、（仮称）札幌市景観計画として策定
- ・景観法第8条に基づく景観形成に関する行為の制限等のほか、理念・目標・基本姿勢及び施策の推進方策等を定めるもの



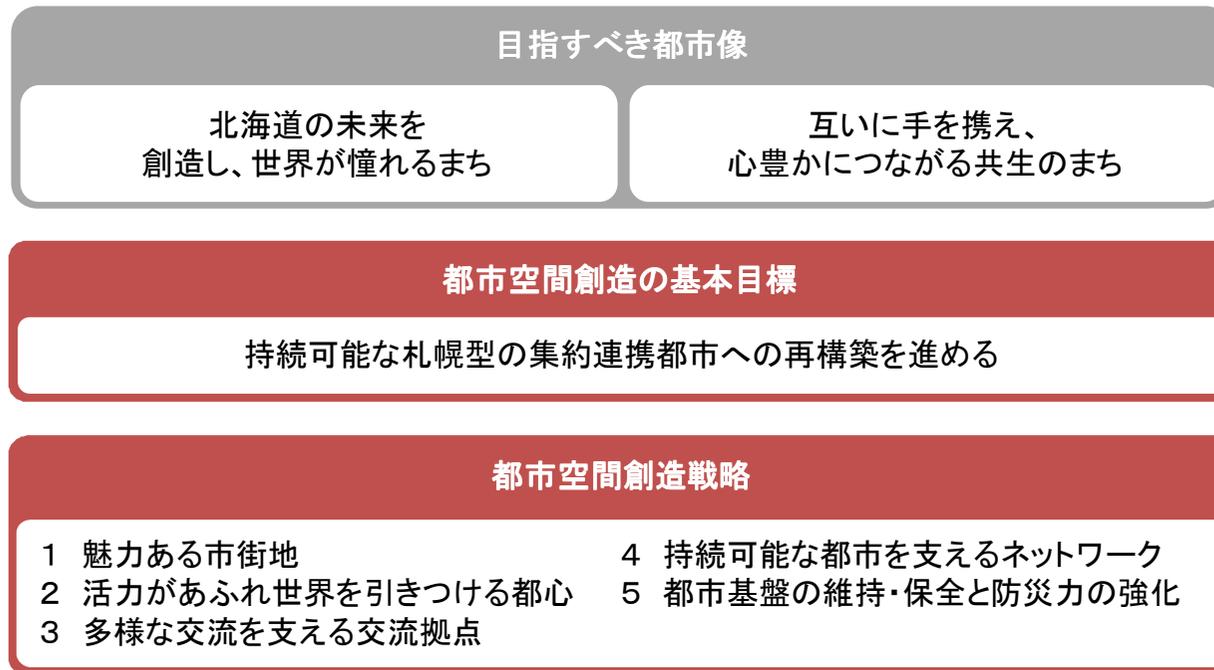
計画体系図

第1章 目的と位置付け

1-3 計画の前提

(1) 目指すべき都市像等（上位計画等の目標など）

①札幌市まちづくり戦略ビジョン（抜粋）



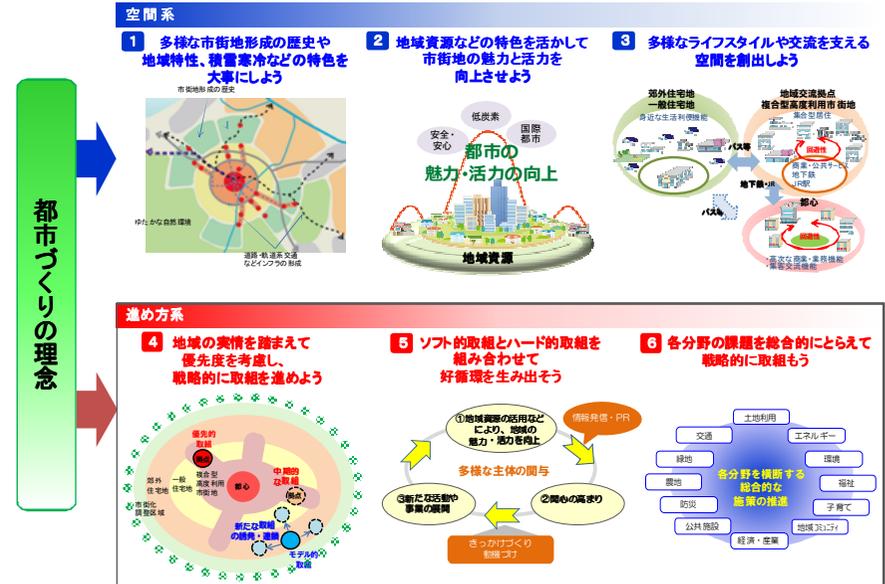
第1章 目的と位置付け

②札幌市都市計画マスタープラン（抜粋）（現在計画見直し中）

都市づくりの理念

S・M・I・L・Es City Sapporo
 ～誰もが笑顔でいきいきと暮らせるまちへ～

S	Sustainability	人口減少下における持続可能性を追求するため、これからの市街地や都市インフラのあり方、経済政策との連携、安全・安心な都市といった観点が重要
M	Managing	地区特性に応じたきめ細かなマネジメントによるまちづくりの推進
I	Innovation	札幌ならではの自然環境や地域資源の活用により新たな価値を創造し、都市の魅力・活力を向上
L	Livable	札幌らしい多様なライフスタイルに対応した安心で快適な質の高い居住環境の実現
Es	Everyone、Economy、...	すべての人（Everyone）、経済（Economy）、活力（Energy）、既存（Existing）、自然環境（Ecology）、環境（Environment）、など、様々な「E」が重要



※出典：第9回都市計画マスタープラン見直し検討部会資料

(2) 目標年次

- ・ おおむね20年後の平成47年（2035年）
 なお、社会経済情勢の変化や国際的イベントの開催等、状況に応じて計画を適宜見直しすることを検討

(3) 対象区域

- ・ 札幌市の行政区域全域

第1章 目的と位置付け

1-4 計画の構成



第2章 札幌の景観特性と景観施策の現状・課題

2-1 札幌の景観特性

(1) 自然

①位置と気候

- ・札幌市は北海道・石狩平野の南西部に位置し、緯度が高く亜寒帯に属していることから、気候は、夏はさわやか、冬は積雪寒冷を特徴としており、四季の移り変わりが鮮明。

②地形

- ・札幌の地形は扇状地、平地、丘陵地、山地の4つに分けられる。

③みどり

- ・市街地の背景にある山並みのみどりなど、豊かな自然が市街地と近接している。
- ・本州とは異なる植生が、特徴ある景観をつくり出している。

④水辺・河川

- ・扇状地を形成した豊平川や都市計画の基軸となった創成川など、多くの河川があり、水辺空間が身近な場所に存在する。



地形の分類イメージ



藻岩山から南区方面の眺望

※現行基本計画の写真を暫定使用

第2章 札幌の景観特性と景観施策の現状・課題

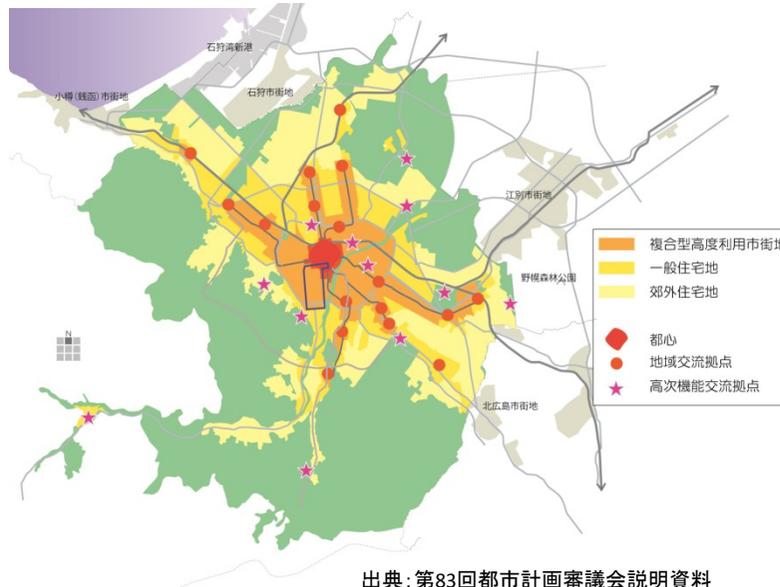
(2) 都市

①都市形成の歴史と市街地の特徴

(ア) 都市形成の歴史

これまでの都市づくり	
開拓期 明治2年(1869年)～明治32年(1899年)	・都心部の原型の形成 ・周辺都市間、衛星村落間を結ぶ道路の形成
戦前 明治32年(1899年)～昭和20年(1945年)	・公共交通のはじまり ・旧都市計画法の適用と様々な都市基盤の整備
戦後 昭和20年(1945年)～昭和47年(1972年)	・近郊における区画整理事業の積極的实施 ・オリンピックを前にした骨格基盤の整備
政令指定都市移行後 昭和47年(1972年)～平成16年(2004年)	・無秩序な市街地拡大の抑制 ・良好な民間開発の誘導
現行都市マスタープラン策定後 平成16年(2004年)～	・新たな市街地を整備するための拡大はなし ・地域ごとのまちづくり計画策定や再開発の事業化に向けた取組

(イ) 市街地区分等



出典：第83回都市計画審議会説明資料

- 複合型高度利用市街地**
 おおむね環状通の内側と地下鉄の沿線、地域交流拠点に位置付けられているJR駅周辺
- 郊外住宅地**
 札幌市住区整備基本計画などに基づき、低層住宅地を主として計画的に整備してきた地域
- 一般住宅地**
 複合型高度利用市街地と郊外住宅以外の地域
- 都心**
 JR札幌駅北口の一帯、大通東と豊平川が接する付近、中島公園、大通公園の西側付近を頂点とする、ほぼひし形に広がる区域
- 地域交流拠点**
 交通結節点である主要な地下鉄・JR駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現状・動向などから、地域の生活を支える主要な拠点として役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域
- 高次機能交流拠点**
 産業や観光、文化芸術、スポーツなど、国際的・広域的な広がりをもって利用され、札幌の魅力と活力の向上を先導する高次な都市機能が集積する拠点

第2章 札幌の景観特性と景観施策の現状・課題

②公園・緑地

- ・市街地の拡大にともない計画的に配置された公園などがある。

③道路

- ・都心部等では、格子状街区を形成
- ・2高速・3連携・2環状・13放射道路について、既存道路網を活用しながら機能を強化している。

(3) 人(暮らし)

①文化・ライフスタイル

- ・雪が降る特徴的な風土や歴史が作り出してきた独自の文化やライフスタイル
- ・四季折々のイベント
- ・市民が身近に文化芸術やスポーツに親しめる環境が整っている。

②札幌人の気質

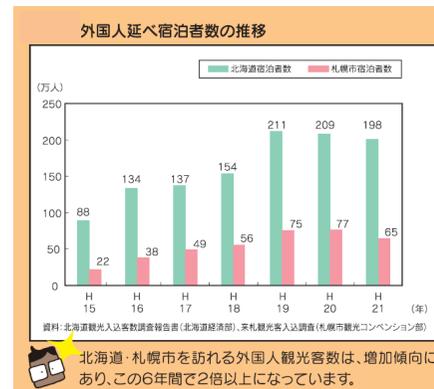
- ・多様な文化を受け入れる寛容な気質と、新しい事に挑戦していく進取の気風

③産業

- ・卸売業・小売業や飲食店・宿泊業などの第3次産業が中心
- ・観光は産業の重要な一つであり、平成26年度は外国人宿泊者数が過去最多
- ・北海道の魅力資源を生かすことが必要



出典: 札幌市観光写真ライブラリー



出典: 札幌市産業振興ビジョン



※現行基本計画の写真を暫定使用

第2章 札幌の景観特性と景観施策の現状・課題

2-2 景観施策の現状・課題

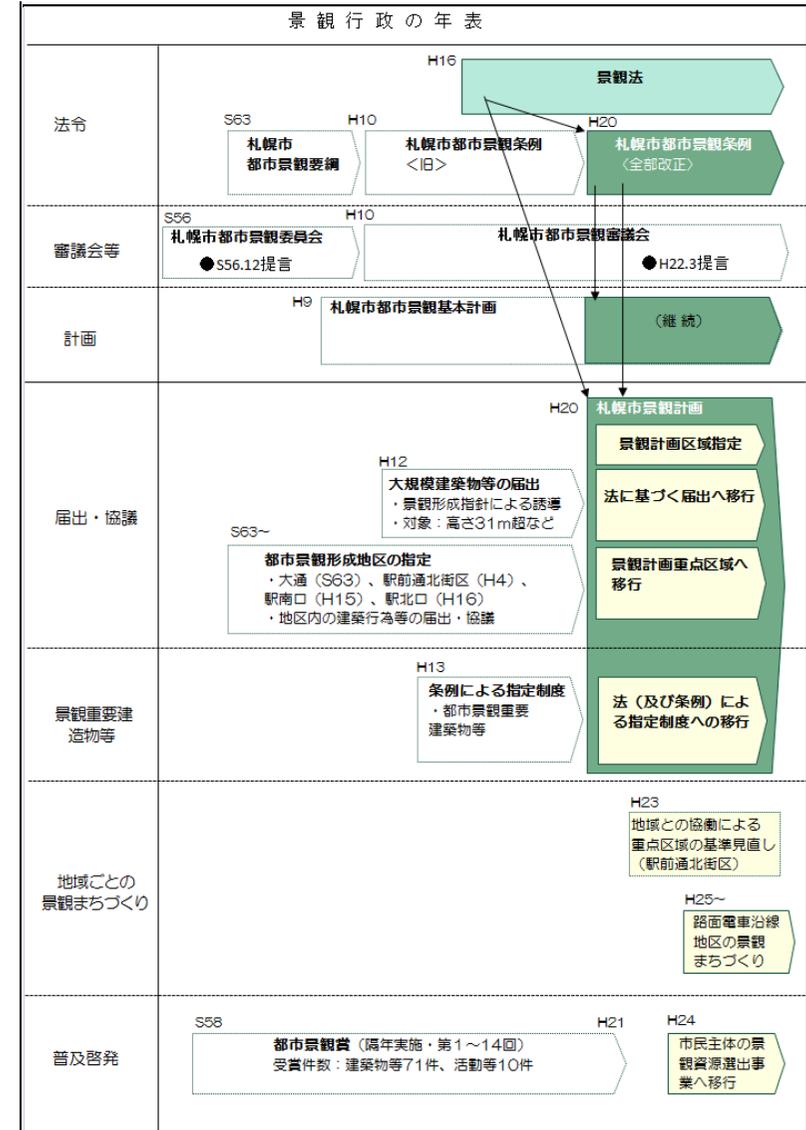
(1) 経緯と現状

- ①昭和63年（1988年）
 - ・札幌市都市景観要綱制定
 - ・札幌市都市景観基本計画や札幌市景観条例（旧）等を策定
 - ・大規模建築物等の届出などの景観施策
- ②平成16年（2004年）
 - ・景観法施行
- ③平成20年（2008年）
 - ・札幌市都市景観条例の全部改正
 - ・景観法に基づく景観計画を策定（全市域を景観計画区域）
 - ・届出・協議、景観重要建造物等、普及啓発、景観まちづくりを柱とした景観施策を展開

(2) 今後の景観施策の課題

現状の景観施策
都市の拡大成長期において、**受動的・保存的**に都市の景観を制御する施策

今後の方向性
都市の成熟期において、景観を構成する要素を幅広くとらえて保全・活用することにより、**能動的・創造的**に都市の魅力・活力を向上させるための施策



第3章 理念・目標・基本姿勢

3-1 理念

- ・北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる
 - ・「北の自然・都市・人」・・・札幌の景観を構成する要素を幅広くとらえる
(「自然」と「都市」に加え、「人」の活動も重要な要素ととらえる)
 - ・「輝きを織りなす」・・・自然・都市・人が地域の個性を生かしながら調和し、多様な魅力を放つ
 - ・「創り上げる」・・・多様な主体が関わり合い、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させる

3-2 目標

- ・札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
- ・地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
- ・多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

3-3 基本姿勢

■目標を実現させるための取組を進める上での基本的な姿勢

- ・自然を守り、生かす
- ・歴史を踏まえ、受け継ぐ
- ・札幌の「顔」を創り、磨く
- ・地域の個性を見だし、伸ばす
- ・みんなが取り組み、広げる
- ・市は率先し、支える



第4章 良好な景観の形成に関する方針

4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

※検討中

(1) 自然的特性を踏まえた景観形成の方針

①地形、みどり

- ・恵まれた自然的特性を生かした景観形成※
- ア 地形
 - 【丘陵地】
 - ・起伏ある地形を生かした景観の形成※
 - 【山地】
 - ・街からの眺望を意識した景観の形成※
- ・平地の広がり感を生かした景観の形成※

- イ みどり
- ・豊かな自然のみどりを生かす※

(2) 市街区分等を踏まえた景観形成の方針

①都心

- ・世界都市にふさわしい魅力的な景観の形成※

③複合型高度利用市街地

- ・利便性の高い快適な暮らしを演出する景観の形成※

⑤工業・流通業務地

- ・周辺市街地と調和した景観の形成※

②拠点

- ・個性と賑わいを演出する景観の形成※

④一般住宅地・郊外住宅地

- ・暮らしを中心とした愛着のもてる景観の形成※

⑥市街地の外

- ・市街地を取り囲む自然景観の保全※

(3) 主要な景観軸等を踏まえた景観形成の方針

①景観軸等

- ・地域をつなぐ景観軸の形成※

ア 道路

- ・沿道の快適空間をつくる※
- ・地域の個性をつくる※

ウ 水辺・河川

- ・骨格となる河川を生かす※
- ・地域の潤いを演出する※

イ みどりの軸、公園等

- ・市街地のみどりの保全・育成※

4-2 特定の地域特性を踏まえた景観形成の方針

(1) 景観計画重点区域における景観形成の方針

①大通地区

- ・みどりにあふれた、連続性のある街並み
- ・四季の彩りを生かした、美しい街並み

②札幌駅前通北街区地区

- ・都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み
- ・歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み

③札幌駅南口地区

- ・すべての人に開かれた、魅力的で活気とやすらぎのある街
- ・文化のかおり高い、美しく洗練された空間を共有できる街

④札幌駅北口地区

- ・すべての人に開かれた、やさしく魅力的で活気にあふれる街
- ・文化のかおり高く、やすらぎのある空間を共有できる街

(2) その他の地域における景観形成の方針

①個別に景観に関する方針等を定めた地域

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

5-1 届出制度による景観誘導

(1) 現状と課題

①現状

- ・札幌市全域の景観計画区域内において、主に大規模な建築物（面積10,000㎡超、高さ15～31m超等のもの）・工作物の新築、増改築、外観の過半にわたる色彩の変更等の行為を行う場合、工事着手30日前までの届出等により、基準への適合を誘導
- ・都心4地区（大通・札幌駅前通北街区・札幌駅南口・札幌駅北口）の景観計画重点区域内において、建築物・工作物（面積、高さなどの規模に関わらず）の新築、増改築、外観の過半にわたる色彩の変更等、広告物の表示・変更等の行為を行う場合、工事着手30日前までの届出等により、基準への適合を誘導
- ・平成20年度から法に基づく届出制度に移行し、一定の効果

②課題

- ・全市網羅的な基準では、地域の個性が生まれにくい
- ・重要施設等の場合でも届出者と市の二者の視点による協議に留まっている
- ・届出対象外案件でも景観に大きく影響を与える場合がある
- ・より魅力的な街並み形成につながる届出制度とすることが必要
- ・市街地区ごとの方針が事前協議・届出に生かされていない など

(2) 取組の基本的考え方

- ・全市的な秩序と調和を保つため、景観施策の根幹である届出制度を今後も適切に運用
- ・これからはよりよい景観づくりへ誘導し、地域の魅力を高めるための効果的な景観協議が重要

①景観上優れたものへの誘導方策の充実

②届出の対象や協議ツールの見直し

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

(3) 主な取組

①景観上優れたものへの誘導方策の充実

- ・景観上重要な建築物等について専門家から意見を聞く「(仮称)景観レビュー」を実施（景観審の部会等の設置も検討）
- ・協議の手掛かりとなる情報の充実（地域特性に応じた自己診断カルテを様式で再整理）
- ・公共施設について初期段階からの協議をモデル的に実施し、その後あり方を検討

②届出の対象や協議ツールの見直し

- ・景観形成への影響度合いや近年の建築動向等を踏まえて、届出対象について再検証のうえ追加・除外（面積基準の引き下げとメガソーラー施設の追加等）
- ・「(仮称)景観ガイドライン」の区域における、地域ごとの景観形成方針・届出対象・行為の制限を反映できる仕組みの構築
- ・協議の手掛かりとなる情報を充実させるため、パンフレットや自己診断カルテ等を見直し

③他の景観施策と連動した取組の推進

【地域ごとの景観まちづくりとの連動】

- ・大規模再開発等が連鎖的に展開する地区など、一定区域における重点区域等の新規指定を検討（新たな景観計画重点区域の指定）
- ・既存の景観計画重点区域内の地域の動きに応じて、行為の制限を見直すことを検討（既存の景観計画重点区域の見直し）

【普及啓発との連動】

- ・情報をわかりやすく伝えるHPの充実、届出とそれに関連するパンフの配布（景観協議の過程で、よりよい計画へ誘導された事例等の紹介）

取組	短期的な取組(概ね5年)	中・長期的な取組
景観上優れたものへの誘導方策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)景観レビューの実施 ・協議に資する情報の充実 ・公共施設における初期段階の協議をモデル的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における初期段階の協議のあり方を検討
届出の対象や手続きの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・届出対象の追加・除外 ・パンフレットや自己診断カルテ等を見直し ・「(仮称)景観ガイドライン」の区域において、地域特性に応じた届出対象等の反映 	

(4) 取組を支える制度と運用の考え方

※以下の内容を記載予定

- ・良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）
- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号）など

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

5-2 景観資源の保全と活用

(1) 現状と課題

①現状

景観形成上価値がある建造物等について、「景観重要建造物（法）」・「札幌景観資産（条例）」に指定するとともに助成制度等を運用

指定状況（H27.8現在）

- ・景観重要建造物： 2件
- ・札幌景観資産：26件（内樹木1件）

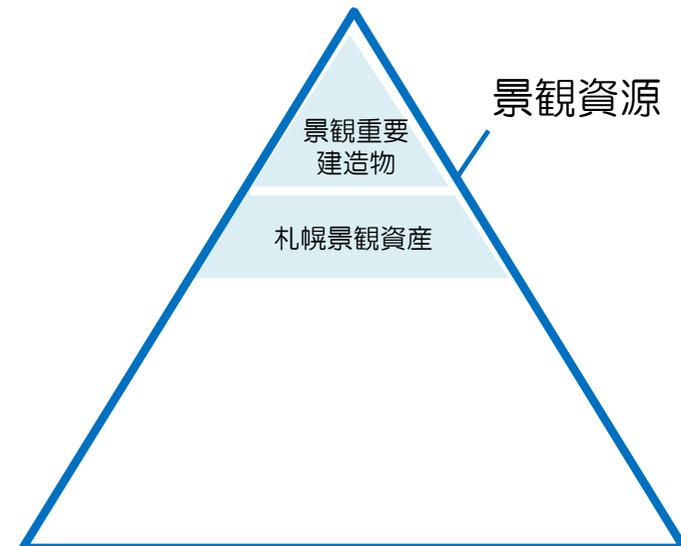
②課題

- ・歴史的価値に着目した指定に限定されている
- ・現行の制度では利活用の可能性が広がらないため、歴史的建築物等の滅失を防ぐことは難しい
- ・市民・事業者等が維持保全や利活用に協力・関与する仕組みがない
- ・活用事例を評価し、有効な情報発信ができていない など

(2) 取組の基本的考え方

- ・景観を特色づけている自然や建築物、工作物、生活習慣や気候的特徴などは良好な景観を形成するための大事な資源
- ・これからは景観資源について景観的価値のとらえ方を拡大し、積極的に保全・活用していくことが重要

- ①景観資源の指定等に関する体系の再整理
- ②景観重要建造物等の活用を通じた保全への支援
- ③多様な主体による景観資源の共有



第5章 良好な景観の形成に向けた取組

(3) 主な取組

① 景観資源の指定等に関する体系の再整理

- ・ 景観的価値のとらえ方の整理
(歴史的価値だけではない広い視点で整理する)
- ・ 整理されたとらえ方に基づいた景観資源の掘りおこし
- ・ 掘りおこした景観資源について、景観重要建造物や札幌景観資産といった既存の指定に加え、ゆるやかに位置づける方策等を検討

② 景観重要建造物等の活用を通じた保全への支援

- ・ 活用につなげるために、柔軟な助成金制度の運用
- ・ 専門家が関与のもと計画的な修繕ができる仕組みの構築
- ・ 国の補助金や制度改正等を踏まえた支援制度の活用
- ・ 歴史的価値を過去に調査した建築物等の現状を把握し、景観資源として位置づけることを再検討

③ 多様な主体による景観資源の共有

- ・ 景観資源の位置やその活用事例等についてのわかりやすい周知を検討(HPやSNS等)
- ・ 位置づけた景観資源の保全・活用について、市民や事業者等が関与できる仕組みを検討

④ 他の景観施策と連動した取組の推進

- 【届出制度との連携】
 - ・ 協議の手がかりとなる情報の充実
(届出の際に景観資源を意識した協議)
- 【景観まちづくりとの連携】
 - ・ 今後展開していく地区の選定と取組の推進
(景観資源を核とした取組の展開)
- 【普及啓発との連携】
 - ・ 表彰制度の検討
(表彰されたものを景観資源として位置づける)

取組	短期的な取組(概ね5年)	中・長期的な取組
景観資源の指定等に関する体系の再整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源のとらえ方を整理 ・ 景観資源の掘りおこし ・ 景観資源をゆるやかに位置づける方策等の検討 	
景観重要建造物等の活用を通じた保全への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟な助成金制度 ・ 専門家の関与による計画的な修繕 ・ 歴史的価値のある建築物等の現状把握と位置づけの再検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の補助金等の支援制度の活用
多様な主体による景観資源の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用事例等についての周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者等が関与できる仕組みづくり

(4) 取組を支える制度と運用の考え方

景観重要建造物や札幌景観資産等の指定方針等について記載予定

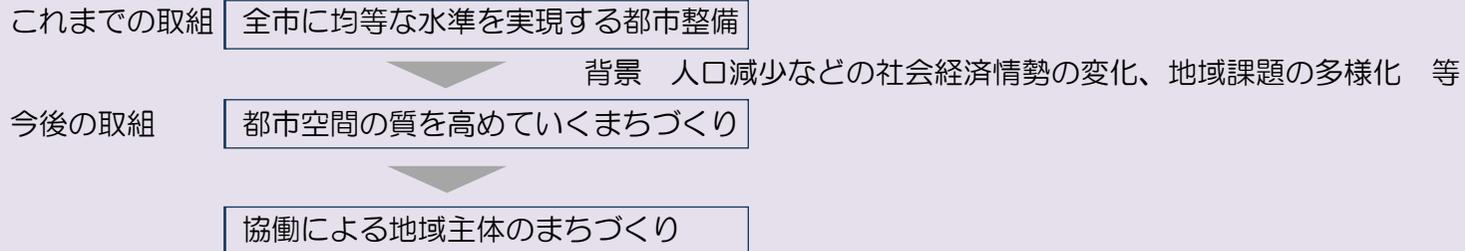
第5章 良好な景観の形成に向けた取組

5-3 地域ごとの景観まちづくり

(1) 現状と課題

① 現状

- 平成22年3月 札幌市都市景観審議会提言「今後の景観行政のあり方について」



- これからの都市景観行政は地域活動の支援、まちづくり意識の醸成を図るなど、新たな展開が必要であり、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要がある。

・提言後の主な取組

- 平成23年 札幌駅前通北街区地区 景観計画重点区域の見直し
- 平成25年～ 路面電車のループ化をきっかけに「ロープウェイ入口」、「西15丁目」電停周辺2地区をモデルとし、地域住民と協働で、景観的な魅力を高める指針の作成などの取組 等

② 課題

- 既成市街地で景観に関するルールを策定する場合、地域住民の関わりが不可欠
- 地域ごとの景観まちづくりの取組は、モデル地区において地域住民と協働で取組を始めた段階のため、策定した指針を制度的にどう位置付けるかが不明確

(2) 取組の基本的考え方

- 良好な景観形成を推進していくためには、地域特性を生かして積極的に景観を保全・創造していくことが重要
- そのため、地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を推進
 - ① 地域ごとの景観まちづくりの推進
 - ② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

(3) 主な取組

①地域ごとの景観まちづくりの推進

- ・モデル地区の取組推進
- ・今後展開していく地区の選定と取組の推進
- ・他地区の自発的な取組を誘発するため、わかりやすい周知の実施（モデル地区の取組等をHPやSNSで情報発信）
- ・大規模再開発等が連鎖的に展開する地区など、一定区域における重点区域等の新規指定を検討
- ・既存の景観計画重点区域内の地域の動きに応じて、行為の制限等を見直すことを検討

②地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立

- ・法令に基づくルールではなく、ゆるやかな「（仮称）景観ガイドライン」の制度化
（制度を条例に位置付け、地域団体の認定制度、地域が届出の事前協議を担う制度等）
- ・ガイドラインに基づく取組に対し、助成金や景観アドバイザー等の優先的な活用など、柔軟な運用のあり方を検討
- ・ガイドライン策定後、地域の熟度に応じ法令に基づく担保性の高いルールを指定することも検討
- ・地域団体の持続的な運営を見据えた体制の検討（運営資金の確保等）

③他の景観施策と連動した取組の推進

【届出制度との連動】「（仮称）景観ガイドライン」の区域における、地域ごとの景観形成方針・届出対象・行為の制限を反映できる仕組みの構築

【景観重要建造物等との連動】整理された捉え方に基づいた景観資源の掘り起こし
（景観まちづくりで発掘した資源を景観資源として位置付け）

【普及との連動】アドバイザー等の派遣、景観まちづくり助成金事業の実施、地区ごとの景観ガイドライン等の紹介、表彰制度の検討

取 組	短期的な取組（概ね5年）	中・長期的な取組
地域ごとの景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の取組推進 ・情報発信の実施 ・重点区域の見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の選定と取組の推進 ・重点区域等の新規指定を検討
地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの制度化 ・助成金や景観アドバイザー制度等の運用のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の持続的な運営体制の検討

(4) 取組を支える制度と運用の考え方

- ・（仮称）景観ガイドライン制度の内容などについて記載予定

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

5-4 普及啓発

(1) 現状と課題

①現状

- 札幌市都市景観賞（昭和58年（1983年）～平成21年（2009年） 隔年開催）
- 市民主体の景観資源選出等の取組（好きです、さっぽろ（個人的に。））
 - ※ 札幌市都市景観賞について、「今後の札幌市の都市景観行政のあり方について 提言」等を踏まえ、より効果的な普及啓発を目指して見直すこととし、平成24年（2012年）から市民（運営委員会）による主体的な取組を試行的に展開。
- ・ 市民による、より良い景観の掘りおこしと発信
 - 市民が個人的に好きな景色等を募集 ⇒ 人気投票（景観総選挙（上位48件選出））
 - ⇒ 景観まちづくりカードゲーム（景カード）作成・活用
- ・ 多様なイベントの実施
 - 路面電車を活用したまちあるき、トークフォーラム、多様な市民による参加型イベントなどを実施
- 都市計画制度等普及事業との連携
 - 普及啓発冊子の作成と配布、小学生を対象としたミニまち講座、まちなみ案内の開催
- 景観重要建築物の普及啓発
 - 冊子「れきけん×ぼろたび」の発行・電子書籍化
- その他
 - 子ども向けまちあるき・景観マップ作成、事業者向け事例紹介セミナーや勉強会の開催など

②課題

- ・ 取組の計画上の位置付けや相互の関係性が明確でない
- ・ 取組の持続性・発展性が確保されていない
- ・ 良好な景観形成に資する取組や事業等を認め、周知する仕組みが必要
- ・ 多くの市民・事業者へと取組が広がっていない など

(2) 取組の基本的考え方

- ・ 多様な主体による景観形成の取組を進めていくためには、景観への関心の高まりを促進するとともに市民・事業者の主体的な取組を醸成させることが重要
- ・ そのため、景観への関心の高まりに応じた多様な普及啓発の取組を展開
 - ① 景観に関する教育と体験の機会の提供
 - ② 効果的かつ多様な情報発信
 - ③ 市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

(3) 主な取組

① 景観に関する教育と体験の機会の提供

- 子どもを対象とした景観に関する教育を通して、景観に関する意識や考え方を根付かせる。
- 平成24～26年（2012～2014年）に試行的に取り組んだ市民主体の景観資源選出等の取組「好きです、さっぼろ(個人的に。)」の成果と課題を踏まえ、より多くの市民・事業者には波及する効果的な取組を検証し実施する。

② 効果的かつ多様な情報発信

- 市民・事業者等、情報の受け手の関心や要求に応じて分かりやすい情報を適時適切に発信
- 様々な場面で情報に触れる機会を増やすため、多様な情報提供ツールを活用

③ 市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実

- 市民・事業者等が新たな活動を行う際の適切な支援や誘導
- 地域の活動に専門家等が適切に関与することにより、継続的な活動へ発展させる仕組みづくり
- 良好な景観形成に寄与する優れた建築物や活動等を評価する新たな表彰制度の検討・実施

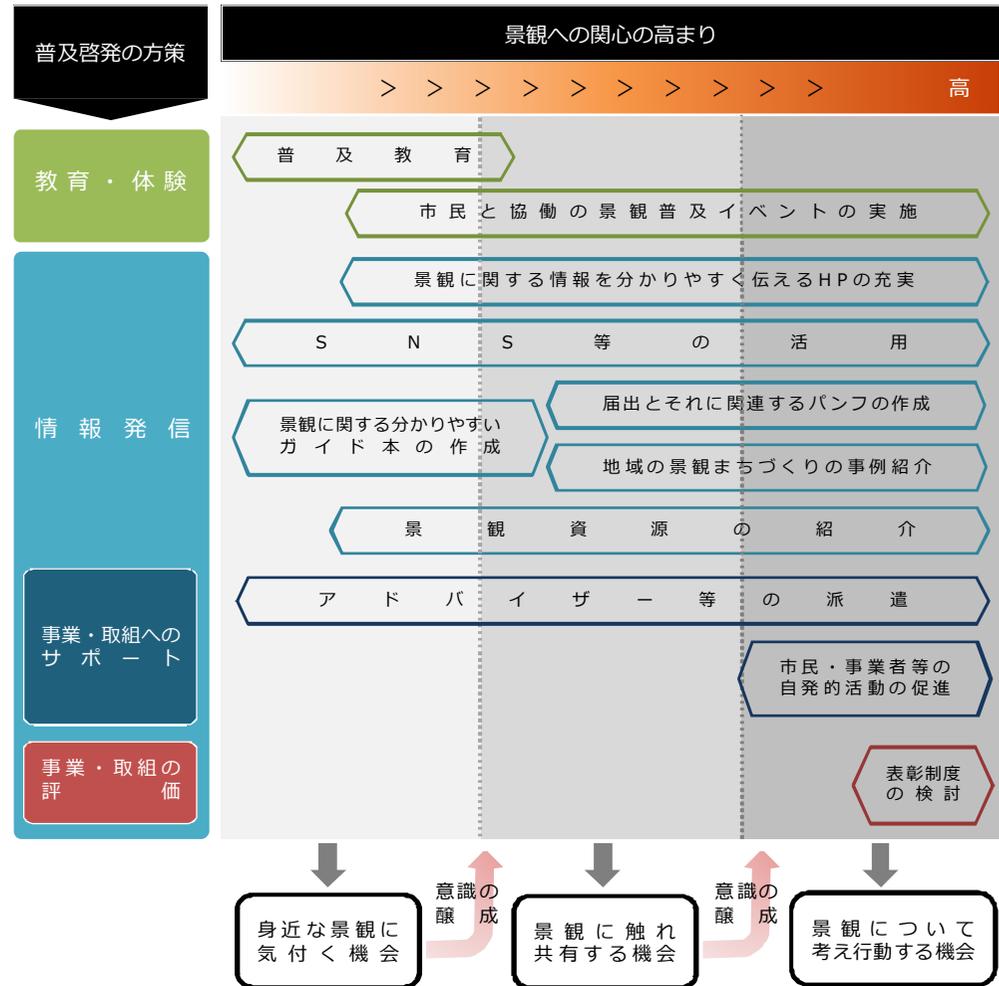


図 景観への関心の高まりに応じた普及啓発の取組

第6章 計画の推進にあたって

6-1 計画の推進体制

- ・市の推進体制及び市民、事業者、行政の役割分担等について記載予定

6-2 計画の進行管理

- ・計画の進行管理について、取組の効果検証や成果指標の考え方及びその反映方法等を記載予定